

御目付江

此節一統風邪流行ニ付、御目見以下之者共江御煎藥被下候、諸事明和六丑年之通相心得、可被取計候事、

但西丸御目付江も相通、西丸に而も、右之通被下候様に、可被取計候、

〔隨意録〕予^田虎質性無疾、十九憂瘡之後、四十年于今、未嘗有一日寢疾矣、今茲壬戌^二年^一三月、天行之風疾、都鄙戸々無有不寢焉者、西京大坂及諸國亦同焉云、於此門人或曰、先生得莫亦罹此風邪乎、予戲之曰、一言以蔽之、豈可有受邪乎、然而幸竟不疾、

〔松屋筆記〕十四^一丹^二風^三并^四お七^五風^六。

文政四年正月十八日、南風いと烈しく、塵埃掠天、往來の人、目を開くことあたはず、芝片門前に火事おこりけるが、二町あまり焼て止りぬ、此日江戸中の家々火事を恐れて、土藏に目塗りし、藏なき者は家財雜具を運びさまよひぬ、午の時ばかりに、芝片門前に火事ありといひさわざ、未の時には尾張町申の時には日本橋わたりまで、火きたれりとの、しりあひしが、皆ねなしごとにて、片門前の火事のみにて事えづまりにき、同二月中旬より彌生のはじめに及まで、疫癘流行、十に八九はこの憂にかゝらざる家なし、ことし今様の囃に、ダンホサンくとはやすこと流行せり、越後國より起りて、檀方様といふよし人々いへり、或ナンホサンくともはやしたり、太田南畝が號をはやしにせし也ともいへり、これより疫癘を名づけてダンホ風といへり、今より十八九年前、お七風といふも流行せり、そは八百お七といふ狂言をノヅキの口説に作りたりしを、世人いひける也、此頃執政青山野州、土井大炊頭主大久保加州、水野羽州ダンホ風に犯されて出仕したまはず、阿部備中守一人つゝ、がなくおはしませりとなん、これに政府命ありて出仕の官人長髪を許さる、